

安広第84号
平成30年10月10日

サービス事業所

御中

居宅介護支援事業所

安八郡広域連合事務局長
(公 印 書 略)

介護予防・日常生活支援総合事業における単価改正の対応について

平素は、介護保険事業に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

既に、厚生労働省から、総合事業における単価改正については、平成30年10月1日施行の通知が発出されています。

当連合では、「訪問型現行相当サービス」と「通所型現行相当サービス」を平成30年3月1日に、それぞれ「訪問型サービスA」と「通所型サービスA」に切替えました。

総合事業の請求については、既に国が定める基準を上限として保険者が単価を設定することになっていますので、当連合の設定した単価は、国が定める基準以下です。また、3月1日から開始した「訪問型サービスA」の加算は当初から設定していませんし、「通所型サービスA」の加算につきましても、「片道送迎加算」と「入浴加算」以外は設けていません。

サービスを切替えてからまだ7ヶ月経過していないため、**当連合は「今年10月1日以降も単価・加算について変更なし」と対応させていただきます**ので、ご理解とご協力をお願いします。

※地域区分についても、これまでと変わらず「その他」の区分です。